

令和4年度5月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 903,362 (①)
- ・ 5月補正予算額 285 (②)

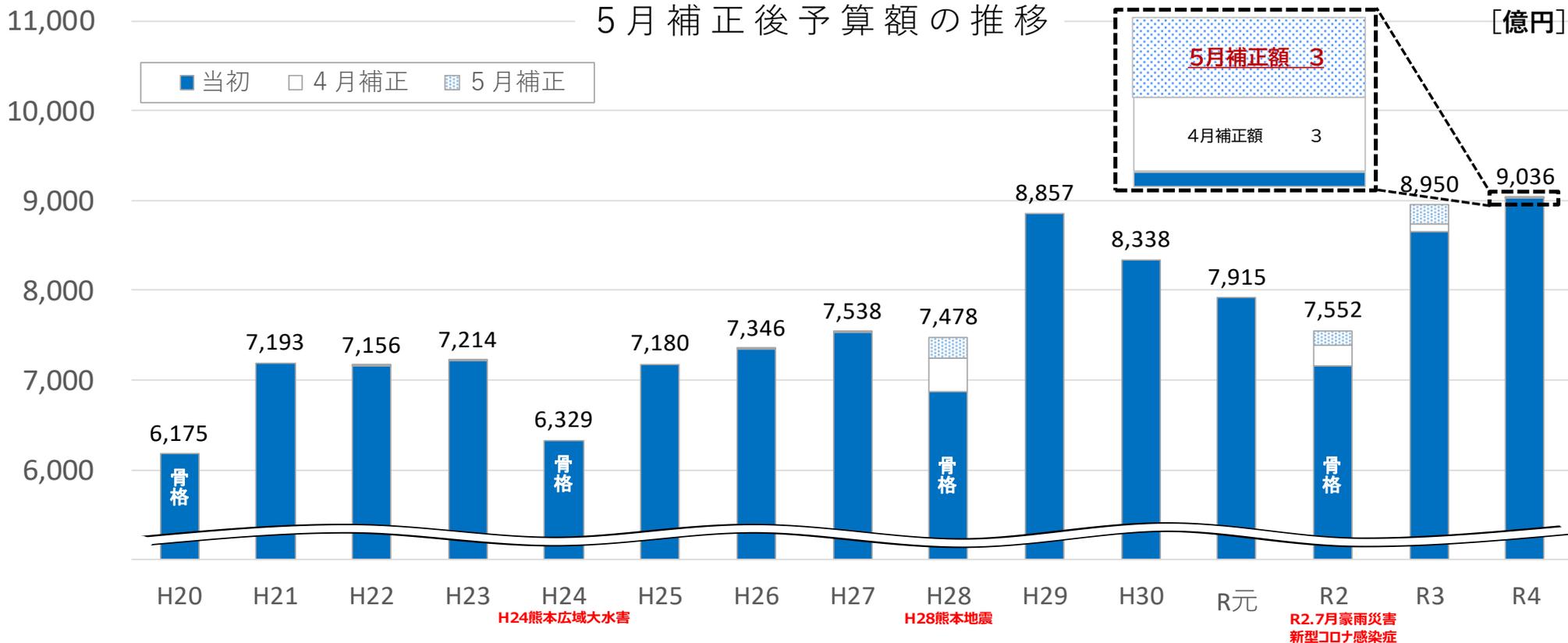
5月補正後予算額(①+②) **903,647**

(財源内訳) 国庫支出金 285(※)
 ※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 285

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

5月補正後予算額の推移

[億円]



子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額2億85百万円(-)

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
[子ども家庭福祉課]

- コロナ禍において、原油価格や物価の高騰により、低所得の子育て世帯には特に大きな影響が生じている
- こうした実情を踏まえ、児童扶養手当受給世帯等（低所得のひとり親世帯）を対象に支援を行う

<現状・課題>

- ・ひとり親世帯の88%を占める母子世帯の平均所得(約306万円)は、児童がいる世帯の平均所得(約746万円)を大きく下回っている。
- ・仕事と子育ての負担を1人で抱えるひとり親世帯は非正規雇用率が高く、コロナ禍において失業や収入減少等の影響を受けやすい。
- ・さらに原油価格や物価の高騰により、家賃の未払い、食事の回数や量を減らすなど、生活が立ち行かなくなるひとり親世帯の増加が懸念される。



生活支援のための現金給付を早期に実施することが必要

<目的・概要>

○事業内容：低所得のひとり親世帯に対して児童1人当たり5万円の給付金を支給

【対象者】 町村在住の以下の要件に該当する方 ※市在住者分は各市(福祉事務所)から支給

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【対象者数見込】 県支給分(町村分) 約5,400人
※県内全対象児童数 約28,000人

○事業費：2億85百万円

○負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

○事業主体：県 ○事業年度：令和4年度

<イメージ図>

